

研究施設の運営に係る費用負担について、覚書の締結に当たり機構が負担する費用の項目を確認するとともに、覚書に精算条項を設けて、機構の費用負担が実支出額等に基づいた適切なものとなるよう改善させたもの

科 目	経常費用
部 局 等	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構本部、NanoTerasuセンター
施設の運営に係る費用負担の概要	一般財団法人光科学イノベーションセンターが所有する施設の運営のために必要な費用として、覚書に基づき、使用する部分に見合う額を機構が負担するもの
覚書の相手方	一般財団法人光科学イノベーションセンター
機構が一般財団法人光科学イノベーションセンターに支払った負担額(1)	13億1500万円（令和6、7両年度）
実支出額等に基づくなどして算定した負担額(2)	11億8234万余円（令和6、7両年度）
(1)と(2)との開差額	1億3265万円

1 3GeV高輝度放射光施設の概要等

(1) 3GeV高輝度放射光施設の概要

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）は、宮城県
仙台市に所在する国立大学法人東北大学の敷地内に設置されている3GeV高輝度放
(注1)
射光施設（以下「ナノテラス」という。）の整備・運営を、官民地域パートナ
(注2)
ーシップにより、一般財団法人光科学イノベーションセンター（以下「センター」と
いう。）とともに実施している。

ナノテラスの整備費用については、文部科学省科学技術・学術審議会の報告等を踏
(注3)
まえるなどして、加速器等の整備費用は機構が負担し、加速器等を収容する建物（空
調設備等の附帯設備を含む。）である基本建屋（以下「施設」という。）等の整備費
用はセンターが負担することなどとなっている。この費用分担により、施設は令和5年
3月にしゅん工し、6年4月からナノテラスの運営が開始されている。

(注1) 3GeV高輝度放射光施設 高エネルギーの電子ビームから発生する放射
光を利用して物質をナノメートルレベルで可視化等するもので、研
究機関、企業等においてエネルギー、材料等の様々な分野における
研究・実験に活用できる大型研究施設

(注2) 官民地域パートナーシップ 整備・運営を通じて官民地域が対等な立
場で協力関係を構築して事業を遂行していく枠組み。センターは、
この枠組みにおける地域パートナーの代表である。

(注3) 加速器 電子、陽子等の電荷を持つ粒子を電磁力によって加速する装
置

(2) 施設の運営に係る費用負担

施設の運営に係る費用負担については、6年度以降の毎年度、機構がセンターとの間
で締結する「3GeV高輝度放射光施設の運営に係る費用負担等に関する覚書」（以下
「覚書」という。）により定められている。覚書によれば、機構は、センターが所有

する施設の運営に必要な費用のうち、機構が使用する部分に見合う額（以下「負担額」という。）を負担することとされている。

6、7両年度の覚書は各年度の4月にそれぞれ締結され、機構が負担すべき費用として、人件費、借地料、E S^(注4)事業費、固定資産税・都市計画税（以下「固定資産税等」という。）、不動産取得税・登録免許税（以下「不動産取得税等」という。）、火災保険料、施設維持管理費（建屋）^(注5)、諸費及び消費税の9項目が掲げられている。

機構は、各年度の覚書に基づき、センターに対して、6年5月に6年度の負担額6億4600万円、7年5月に7年度の負担額6億6900万円、計13億1500万円を支払っている。

(注4) E S 事業費 E S（エネルギーサービス）事業者が整備して所有している受変電設備、熱源設備等のエネルギー供給設備から電力や熱の供給を受け、また、設備の保守管理等のサービスの提供を受けることに対する定額の費用

(注5) 諸費 施設の運営に必要な消耗品等の調達に充てる費用

2 検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、合规性、経済性等の観点から、機構が支払った負担額は適切なものとなっているかなどに着眼して、覚書に基づき機構がセンターに支払った前記6、7両年度の負担額を対象として、機構本部及びNanoTerasuセンターにおいて、覚書等の関係書類を確認して説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。また、機構の職員の立会いの下にセンターの職員から説明を受け、センターが保有している資料等で調査上必要なものがある場合には機構を通じて入手するなどして調査を行った。

（検査の結果）

覚書に定められた負担額の算定方法等について確認したところ、負担額は、センターが施設の取得価額等を基に推計した費用の項目ごとの額に、施設の利用床面積比率等に基づく負担割合をそれぞれ乗ずるなどして算定されていた。このように算定されていた負担額について、機構は、対象となる項目及び算定根拠を十分に確認していなかった。また、覚書には精算条項が設けられていなかった。このため、機構は、センターが施設の運営に必要な費用として実際に支出した額（以下「実支出額」という。）について、センターから報告を受けるなどしておらず、覚書に定められた負担額をそのままセンターに支払っていた。

そこで、実支出額等を確認したところ、次のような事態が見受けられた。

- (1) 実支出額等に基づいて算定した負担額が、覚書に定められた負担額を下回っていた
事態

固定資産税等について、センターは、6年度の覚書の締結時に、施設が所在する仙台市からセンターが所有する施設に係る同年度の固定資産税等の納税通知書を受領していなかったことなどから、取得価額等を基に同年度の固定資産税等の額を2億1900万円と推計し、これに機構の負担割合を乗ずるなどして、同年度の固定資産税等に係る負担額を1億4600万円と算定していた。また、センターは、7年度の覚書の締結時には、6年度の覚書の締結時に用いた固定資産税等の算定額をそのまま使用して負担額を算定していた。

しかし、センターが所有する施設に係る6、7両年度分の固定資産税等の納税通知書等を確認したところ、センターに賦課された税額は6年度1億3414万余円、7年度1億265

0万余円、計2億6065万余円であり、センターは実際にこの額を仙台市に納付していた。

このため、実支出額等に基づいて固定資産税等に係る負担額を改めて算定すると（以下、実支出額等に基づいて改めて算定した負担額を「実支出額等に基づく負担額」という。）、6年度8650万余円、7年度8160万余円、計1億6810万余円となり、覚書に定められた固定資産税等に係る負担額6年度1億4600万円、7年度1億4600万円、計2億9200万円を6年度5949万余円、7年度6439万余円、計1億2389万余円下回っていた。

また、人件費、借地料、火災保険料、6年度の施設維持管理費（建屋）及び諸費の項目に係る負担額についても、固定資産税等に係る負担額と同様に、実支出額等に基づく負担額が覚書に定められた負担額を下回っていた。

(2) 施設の運営に必要な費用に当たらず、機構が負担することが適切ではない費用が負担額に含まれていた事態

センターは、5年3月にしゅん工した施設の取得に伴い宮城県に納付するなどした不動産取得税等の額2億2954万余円について、機構の負担分を機構から30年で回収することとして、負担額の年額の算定に当たり、当該金額に30分の1を乗じ、更に機構の負担割合を乗ずるなどして、不動産取得税等に係る負担額を6年度800万円、7年度800万円、計1600万円と算定していた。

しかし、不動産取得税等は、センターが施設を取得したことなどに伴い生じたものであり、センターが負担すべき施設の整備費用に含まれるものであって、施設の運営に必要な費用には当たらず、機構が負担することが適切ではないものと認められた。

以上のことなどから、負担額について、機構が負担することが適切ではない費用を除外した上で、実支出額等に基づいて算定すると、6年度5億7147万余円、7年度6億1087万余円、計11億8234万余円となり、覚書に基づいて機構がセンターに支払った負担額、6年度6億4600万円、7年度6億6900万円、計13億1500万円を6年度7452万余円、7年度5812万余円、計1億3265万余円下回ることとなる。

このように、実支出額等に基づく負担額が、覚書に定められた負担額を下回っていた事態、及び施設の運営に必要な費用に当たらず、機構が負担することが適切ではない費用が負担額に含まれていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、機構において、覚書の締結に当たり機構が負担する費用の項目が適切であるか確認すること、センターから報告を受けるなどして実支出額を確認し、覚書に精算条項を設けて実支出額等に基づく支払額の精算を行うことなどの必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、機構は、施設の運営に係る費用負担について、8年度の覚書の締結に当たり、機構が負担する項目を確認し、8年7月に締結した同年度の覚書において、実支出額等に基づいた支払額となるように精算条項を設けるとともに、同月に、センターとの間において、9年度以降も精算条項を設けることについて合意して、機構の費用負担が実支出額等に基づいた適切なものとなるようにする処置を講じた。

なお、機構は、同月に6、7両年度に支払った負担額と機構が負担すべき負担額との開

差額の取扱いについてセンターと協議を行った。その結果、両者は、センターが機構に

6、7両年度に係る開差額を支払うことで合意した。